

学校感染症による扱いについて

医師から学校感染症（下記参照）と診断されたら学校へ連絡をください。（新型コロナウイルス感染で、自己検査（抗原検査）による陽性の場合も同様に連絡をください。）

学校保健安全法の規定により生徒が学校感染症にかかっている、またはその疑いがある場合は、出席停止にすることができます。医師の診断に基づき登校許可が出るまでは学校を休んで十分に休養をしてください。出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

なお、登校する際は医師から「登校許可証明書」に記入してもらい担任へ提出してください。「登校許可証明書」は本校ホームページからダウンロードできます。担任にご連絡をお願いします。（*新型コロナウイルス感染とインフルエンザの場合には医師による登校許可証明は不要です。保護者が期間を確認し療養解除届に記入してください。）

【学校感染症の分類と出席停止の基準】

分類	病 名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱，ジフテリア，痘そう，重症急性呼吸器症候群，鳥インフルエンザなど	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症 *別添1 療養解除届	発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ *別添2 療養解除届	発症した日を0日とし、5日を経過し、解熱したあと2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退した後2日を経過するまで
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎（はやりめ）	
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	
その他の伝染病（溶連菌感染症，マイコプラズマ感染症，流行性嘔吐下痢症など）		

保護者 様

松陰高等学校燕三条校
代表 梅田純子

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

学校保健安全法第 12 条の規定による学校感染症は、感染の可能性がある期間は出席停止となります。

つきましては、医師から登校が許可されたらこの用紙に記入してもらい、登校の際に担任へ提出してください。

ただし当面の間、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザについては登校許可証明書等の記入を医療機関に求めず、保護者の方が出席停止の基準を確認いただき、別添 1「療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）」または別添 2「療養解除届（インフルエンザ用）」に記入し、登校時に学校に提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの場合でも、診断時に医師より再受診の指示があった場合には、それに従ってください。

主治医 様

お手数をおかけしますが、下記の登校許可証明書にご記入をよろしくお願いします。

登校許可証明書

松陰高等学校燕三条校 _____ 年 _____ 氏名 _____

1. 病 名 _____

2. 出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者の病気は、感染する恐れがないため登校しても差し支えないものと認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医 師 名 _____

【別添1】新型コロナウイルス感染用

松陰高等学校燕三条校
代表 梅田純子様

松陰高等学校燕三条校
年 生徒氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ軽快後1日を経過しましたので本届を提出します。

発症日： 月 日（ ）
*無症状の場合は検査日を記入

症状軽快日： 月 日（ ）

登校開始日： 月 日（ ）

【検査結果等】*下線部に必要事項を御記入ください。

① 検査日 月 日（PCR検査・抗原検査）

② 検査（医療機関受診・自己検査）*どちらか○

③ 受診先医療機関名： _____

* 自己検査の場合は記入不要

令和 年 月 日

保護者名 _____

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。下記の表に発症日等を記入し、療養期間を確認してください。

出席停止期間【発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

<確認表>

1 発症日を0日とし、5日経過した後登校可能となる場合

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可能日
(例) 5/1	5/2	5/3	5/4 軽快	5/5	5/6	5/7 登校可

2 療養期間が延長となり、症状軽快後1日を経過したあと登校可能となる場合

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(例) 5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6 軽快 0日目	5/7 1日目	5/8 登校可		

- ・保護者の方が記入し、医療機関に記入を求めないでください。
- ・登校させる際、発症日より10日間は、マスクの着用を推奨いたします。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

【別添2】インフルエンザ感染用

松陰高等学校燕三条校
代表 梅田純子様

松陰高等学校燕三条校
年 生徒氏名

療養解除届 (インフルエンザ用)

上記の者は、インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過しましたので本届を提出します。

発症日： 月 日 ()

解熱した日： 月 日 ()

登校開始日： 月 日 ()

【検査結果等】*下線部に必要事項を御記入ください。

①検査日 ____月 ____日

②検査結果 インフルエンザ A型 ・ B型 *どちらかに○

③受診先医療機関名： _____

令和 年 月 日

保護者等氏名 _____

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。下記の表に発症日等を記入し、療養期間を確認してください。

出席停止期間【発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

<確認表>

1 発症日を0日とし、5日経過した後登校可能となる場合

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可能日
(例) 5/1	5/2	5/3	5/4 解熱 0日目	5/5 1日目	5/6 2日目	5/7 登校可

2 療養期間が延長となり、解熱後2日を経過したあと登校可能となる場合

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(例) 5/1	5/2	5/3	5/4	5/5 解熱 0日目	5/6 1日目	5/7 2日目	5/8 登校可		

・保護者の方が記入し、医療機関に記入を求めないでください。

・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。